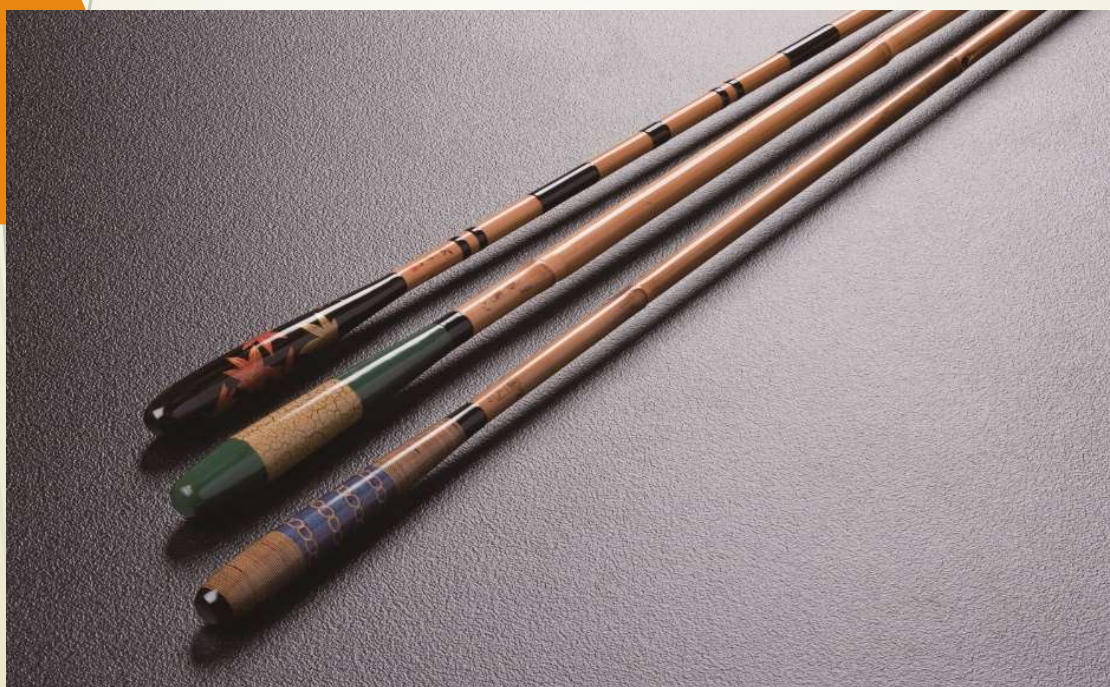




和歌山県 橋本市 企業版ふるさと納税の ご案内

～歴史街道と紀の川が織りなす
歴史と文化のまちづくり～



橋本市の主な地方創生プロジェクト (寄附対象事業の一例)

①産業の振興と雇用を創出し定住できるまち事業

多種多様な農産物や伝統的な産業をブランド化し、国内外にPRしていくとともに、観光資源や体験型商品を発掘し、魅力あるまちづくりを進めます。

また、企業誘致や起業しやすい環境を整え、UIターンを含め、老若男女問わず移住・定住しやすいまちづくりを進めます。



令和7年度事業（一例）

➤地場産業支援事業（高野口パイルブランディング事業）

高野口パイルについては、B to Bだけでなく、都市圏（大阪）での製品販売会などB to Cへの支援も行い新たな販路開拓を目指すとともに、民間活力の導入により高野口パイルの産地ブランドの確立を図ります。

➤希望の里北側用地整備事業

温浴施設を備える希望の里北側用地に、自然環境を満喫し、家族連れが楽しめる全天候型の施設を建設します。施設内には舞台、木製遊具、人工芝を設置し、イベントや子どもの遊び場など人が集う拠点を創出します。

※その他SNSの活用、インナープロモーション事業 等



②安全・安心な暮らしを守り支えるまち事業

予測不可能な災害に対し、啓発活動や防災計画を立て、市民、行政の災害対応力向上を進めます。

また循環型のまちづくりを目指し、ごみや空き家、高齢化問題の解決に取り組みます。行政のみが動くのではなく、地域コミュニティとして動ける仕組みを創り上げます。



令和7年度事業（一例）

➤生活支援体制整備事業の支援活動の充実

第2層協議体で創出された支援活動について、活動の見える化や、担い手養成講座の開催、生活支援・移動支援活動に対するハシモポイントの付与など担い手の確保を図ります。

➤化学消防車・救急車・ドローン配備事業

橋本北消防署に化学消防自動車を配備し、危険物災害への対応力を強化します。また、近年多様な・激甚化する災害に対応し、迅速かつ効率的で安全な救護活動を遂行するためにドローンを配備します。

※その他地域防災計画改定、市道維持修繕 等



③子どもから高齢者までともに育み学び合うまち事業

年齢や性別等に関係なくワーク・ライフ・バランスが実現される環境を整えます。

また、地域コミュニティへの参加を促し、行政と市民協働でのまちづくりを進めます。

そのコミュニティ等を活用し、妊娠、出産、子育てに関する支援を地域一体となって行う環境づくりを進めます。



令和7年度事業（一例）

➤ ICT教育の充実

中学校への指導者用デジタル教科書の整備を行い、より一層ICTを活用した学習活動の展開を図ります。また、不登校児童生徒や日本語指導が必要な外国人児童生徒の教育支援のために、非常勤講師の配置やICTの活用を行います。

➤ 1か月児・産婦健康診査費助成事業

1か月児健康診査（発育・発達）及び産婦健康診査（身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用助成により、受診促進を図り、早期発見と早期支援に繋げ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を強化します。

➤ 小児成育医療支援事業

公立大学法人和歌山県立医科大学に委託し、医療受診や心理士による相談の機会を確保することで、きめ細かな発達支援を推進します。

※その他学校防犯対策事業、高野口中学校基本構想・基本計画策定事業 等



※ ここで挙げている事業はほんの一例となります。寄附対象は本市の第2期総合戦略に登載している事業となりますので、詳細についてはお問い合わせください。

企業版ふるさと納税について

企業版ふるさと納税とは、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、令和2年度に制度が大幅に見直されました。これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割にまで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。



税目ごとの 特例措置

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

- ・ 1回当たり10万円以上の寄附が対象です。
- ・ 橋本市内に本社（地方税法における主たる事務所または事業所）のある法人は対象外です。
- ・ 寄附を行うことの代償として本市から経済的利益を受けることは禁止されています。

（例：寄附の見返りとして補助金を交付する、入札や許認可で便宜を図る等）

その他の詳細については、企業版ふるさと納税ポータルサイトでご確認ください。

【寄附の流れ】

- (1) 寄附申込書を市へ提出します。この時点では、実際の寄附の払い込みは行いません。
- (2) 市が事業を実施し、その年度の事業費が確定します。
- (3) 企業から市へ寄附金を納付します。寄附金の総額は、事業費の範囲内となります。
- (4) 市が企業へ寄附金の受領証を送付します。
- (5) 企業が受領証を添えて税額控除を申告します。

【寄附の申し込みについて】

- (1) 寄附の申し込み総額が、事業費（見込み）の範囲内であるかを確認させていただきますので、まずは、総合政策部政策企画課へお電話ください。

総合政策部政策企画課 TEL 0736-33-1576

- (2) 寄附申込書を政策企画課まで電子メール又は郵便、FAXにてご送付ください。

○ 電子メール kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp ○ FAX 0736-33-1665

○ 送付先 郵便番号 648-8585

和歌山県橋本市東家一丁目1番1号 橋本市役所 総合政策部政策企画課 あて
市から企業へ、寄附の払い込み方法をお知らせします。